

長期研究インターンシップ事業に関する協定書

一般社団法人产学協働イノベーション人材育成協議会（以下「甲」という。）と一般社団法人研究産業・産業技術振興協会（以下「乙」という。）は、中長期研究インターンシップ事業（以下、「インターンシップ事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、次の目的のため、相互に連携・協働してインターンシップ事業を推進する。

- 一 イノベーションを創出する力を有する高度理系人材の輩出を目指す大学と企業における連携活動の普及啓発と発展を図る。
- 二 科学技術上の能力、知識及び成果の活用支援等を行うことにより、研究開発の支援等に努め、もって我が国産業の発展に資する。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、情報提供、普及啓発、交流会への参加等について連携・協力を図るものとする。

- 2 前項の連携・協力の進め方については、別途「中長期研究インターンシップの進め方」において定めることとする。

（連携協議会）

第3条 甲及び乙は、相互に密接な連携・協力関係を保ち、本協定の円滑かつ積極的な推進を図るため、連携協議会を設置し、必要に応じて開催するものとする。

- 2 連携協議会を円滑に運営するために、双方に事務局をおく。
- 3 前条第2項に定める「中長期研究インターンシップの進め方」に関する検討を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に掲げる連携・協力事項の実施により知り得た企業研究テーマ、個人情報等のうち秘密として指定した情報（以下「秘密情報」という。）については、適切に管理し、相手方の承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならない。

（疑義等の解決、改正等）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の改正、または解除もしくは協定の運用等に関する疑義が生じた場合は、連携協議会において協議するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末までとする。ただし、期間の満了の1ヶ

月前までに、甲又は乙のいずれからも解除の申出がない場合には、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 前条にあげる協議による解除があった場合は、前項にかかわらず有効期間が終了するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年6月1日

甲：京都府京都市左京区吉田牛ノ宮町4 日本イタリア会館305
一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会 会長

北野 正雄



乙：東京都文京区本郷3丁目23-1 クロセビア本郷ビル2階
一般社団法人研究産業・産業技術振興協会 会長

石原 康司



中長期研究インターンシップの進め方

平成28年6月1日

一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会

一般社団法人研究産業・産業技術振興協会

一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会（以下「甲」という。）と一般社団法人研究産業・産業技術振興協会（以下「乙」という。）は、中長期研究インターンシップ事業に関する協定書第2条第2項に基き中長期研究インターンシップの進め方（以下「進め方」という。）について定めるこ^トにする。

第一条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、インターンシップ事業の推進に関する次の事項について、連携・協力を図るものとする。

- 一 甲は、甲が実施するインターンシップ事業に関する情報を乙に提供し、乙は会員に対して情報提供・普及啓発活動を行なう。但し、甲の持つシステム情報（IDM情報）は公開をしない。
- 二 乙は、乙に属する企業会員のうち甲に属さない会員（以下、「乙の会員」という。）におけるインターンシップ受け入れに関する情報を甲に提供する。
- 三 甲は、前項の情報を会員大学のコーディネーターに提供する。
コーディネーターは、甲の会員を優先してマッチングを行う。次点の候補として学生から希望があった場合に限り、乙の会員情報に基づきマッチングを行う。
- 四 甲は、コーディネーターから入手した乙の会員に関するマッチング状況を乙に報告する。
- 五 甲は、乙の会員が実施したインターンシップ事業に関する報告書及び評価書を乙に対して提供する。
- 六 甲は、乙及び乙の会員に対しマッチング交流会の参加に関する便宜供与を行う。
乙会員の参加にあたっては、甲の別途定める費用を負担するものとする。
- 七 乙は、インターンシップ事業の推進に関して乙が開催する講演会、委員会等に関する情報を甲に提供する。

第二条 本進め方に定めのない事項、又は本進め方の改正については、協定第3条に基き連携協議会において検討することとする。